（前のページより続き）

○社外高度人材活用新事業分野開拓に関する命令の一部を改正する命令（**内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一**）　二三二

〔**復興庁令**〕

○東日本大震災復興特別区域法施行規則の一部を改正する庁令（**復興庁二**）　二三六

〔**省　令**〕

○奄美群島振興開発特別措置法第三十八条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（**総務三五**）　二三六

○令和六年度における四月交付分の地方特例交付金の額の特例に関する省令（**同三六**）　二四一

○地方税法施行規則及び航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令（**同三七**）

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同三八**）　二五〇

○令和五年度及び令和六年度における地方公共団体金融機構法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令（**総務・財務二**）

○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（**同三**）

○在勤基本手当の月額の調整に関する規則の一部を改正する省令（**外務四**）　二五一

○在勤基本手当の支給に関する規則（**同五**）　二五一

○子女教育手当の支給に関する規則の一部を改正する省令（**同六**）　二五二

○在外公館に勤務する外務公務員の特殊語学手当に関する政令施行規則の一部を改正する省令（**同七**）

○研修員手当の号の適用に関する規則の一部を改正する省令（**同八**）

○研修員手当の支給に関する規則（**同九**）　二六五

○所得税法施行規則の一部を改正する省令（**財務一四**）

○法人税法施行規則等の一部を改正する省令（**同一五**）　二六八

○相続税法施行規則の一部を改正する省令（**同一六**）　二六二

○地価税法施行規則の一部を改正する省令（**同一七**）

○登録免許税法施行規則の一部を改正する省令（**同一八**）　二六三

○消費税法施行規則の一部を改正する省令（**同一九**）

○酒税法施行規則の一部を改正する省令（**同二〇**）　二六四

○たばこ税法施行規則の一部を改正する省令（**同二一**）

○国税通則法施行規則の一部を改正する省令（**同二二**）

○国税徴収法施行規則の一部を改正する省令（**同二三**）

○租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**同二四**）

○税理士法施行規則の一部を改正する省令（**同二五**）　二三一

○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二六**）　二三七

○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二七**）

○復興特別所得税に関する省令の一部を改正する省令（**同二八**）　二三八

○新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同二九**）　二三四

○減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（**同三〇**）

○国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令の一部を改正する省令（**同三一**）　二三五

○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**同三二**）

○農業競争力強化支援法施行規則の一部を改正する省令（**財務・農林水産・経済産業一**）

○独立行政法人奄美群島振興開発基金に関する省令の一部を改正する省令（**財務・国土交通二**）　二三六

○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働七五**）　二三七

○勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令（**同七六**）　二三〇

○農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産二四**）

○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**経済産業二七**）　二三三

○中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令（**同二八**）　二三五

○国土交通省関係奄美群島振興開発特別措置法施行規則及び小笠原諸島振興開発特別措置法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通四六**）　二四六

○海上運送法施行規則の一部を改正する省令（**同四七**）　二四七

〔**告　示**〕

○非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件（**内閣府三二**）　二四八

○暗号資産交換業者に関する内閣府令第二十三条第一項第九号の規定に基づき認定資金決済事業者協会の規則を指定する件（**金融庁三六**）　二五一

○所得税法施行令第五十一条の三第一項第二号の規定に基づき要件を定める件（**同三七**）

○租税特別措置法施行令第三条の三第四項の規定に基づき要件を定める件（**同三八**）

○平成十四年総務省告示第六百三十八号の一部を改正する件（**総務一二九**）　二五三

○運輸事業の振興の助成に関する法律施行規則第二条の規定に基づき令和六年度分の運輸事業振興助成交付金の基準額の算定に用いる数値を定める件（**同一三〇**）

○地方税法施行規則第七条の二の九第二項の規定に基づく総務大臣が定める額（**同一三一**）　二五三

○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（**財務八八**）　二五四